

誰一人取り残さない

品川区の不登校支援 ガイドブック

児童・生徒一人一人の

ウェルビーイングの実現を目指して



..... 令和7年2月

品川区教育委員会

目次



はじめに 1

I 不登校の捉え方



- 1 不登校とは 2
- 2 不登校の理解の基本 2
- 3 不登校の子どもへの支援の視点 3
- 4 不登校から回復までの流れ 4
 - | コラム | 様々な進路選択 4
- 5 子どもの気持ちの受け止めや生活 5



II 学校による支援 6

III 相談機関 6

| コラム | 子どもを支える専門家 6



IV 学校外の支援・居場所 7・8

V 出席扱いの要件等について 9



VI 参考情報 10

はじめに

「不安や困りごとは、ありませんか？」

不登校は、誰にでも起こり得ることです。お子さまが学校に行けないことで、不安を感じる、どのように接したらよいか困るなど、悩みを抱えている保護者の方も多いことと思います。

お子さまの様子を見守りながら、どこに相談すればよいのだろうか、どのような支援策があるのだろうか、支援情報を探されていることはありませんか。

品川区では、そのような支援情報を分かりやすくお伝えするため、「品川区不登校支援ポータルサイト～ぷらっと～」を開設するとともに、本ガイドブックを作成しました。

「品川区不登校支援ポータルサイト～ぷらっと～」や本ガイドブックでは、みなでお子さまの多様な学びを保障し、一人一人のウェルビーイングの実現につながることを願っています。

「一人で悩みを抱え込まず、ぜひ、ご相談ください。」





I 不登校の捉え方

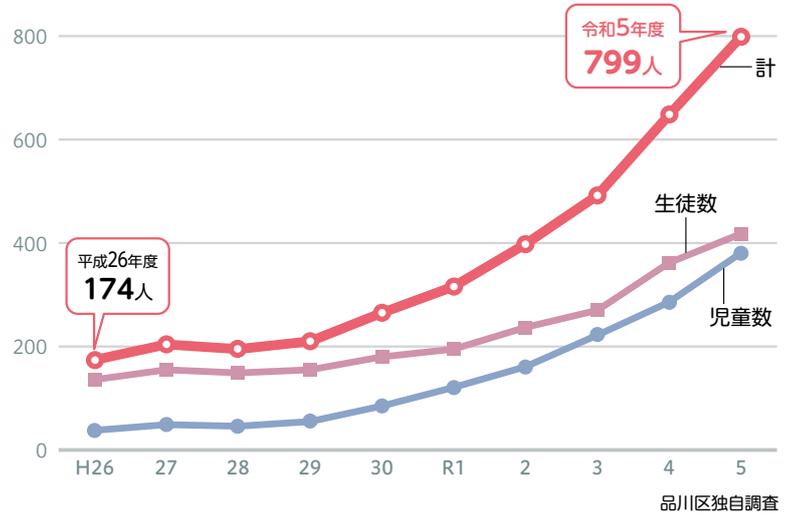


1 不登校とは

不登校は、国の調査では、「連続又は断続して年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況であるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）」と定義されています。

品川区でも右グラフのとおり、不登校児童・生徒数は年々増加傾向にあります。

不登校児童・生徒数の推移(人)



2 不登校の理解の基本

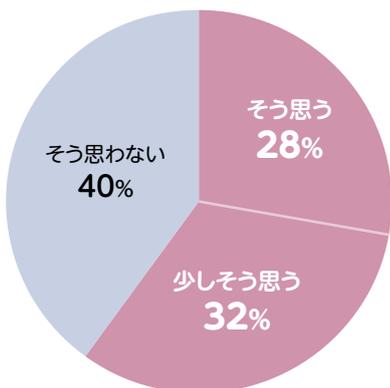
まずは、不登校の子どもの気持ちを正しく理解するところから始めましょう。

不登校は、

- 人間関係が崩れたり、勉強がわからなくなったり、生活リズムが乱れたり、不安になったりするなど、様々な要因・背景の結果として起きた状態です。
- 「問題行動」ではありません。
- 取り巻く環境によって、どの子にも起こり得ます。



不登校を経験した子どもたちのうち、「学校へ行きたかったが、行けなかった。」と答えた割合



文部科学省が行った追跡調査によると、不登校を経験した子どもたちの約60%が「学校へ行きたかったが、行けなかった。」と答えています。

「不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書～(平成26年7月公表)」(文部科学省)より

不登校の子どもは、心の中で自分を否定したり、保護者や友達など、他の人の目を気にすることによる不安や苦しさなどを感じたりしていることもあります。



3 不登校の子どもへの支援の視点

私たち大人は、どのように不登校の子どもにかかわっていったらよいでしょうか。大切なのは、一人一人の子どもの立場になって考えていくことです。

不登校への理解は、子どもの気持ちに寄り添うことから始まります。そして、子どもへの支援は、その気持ちを受け入れることが第一歩となります。



子どもを支える大人たちが、

不登校の子どもに
寄り添うこと

共感すること

思いや考えを
受け入れること

が重要。

大人たちが以下の視点を理解し、子どもと一緒に考えましょう。

1 子どもたちが学校を休んでいる時期は、子どもたちにとっての心身の休養であったり、自分を見つめ直すなど積極的な意味をもったりすることがあります。



2 学校を休む時期が長くなることで、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながるおそれがあります。周りの大人たちが、丁寧に接することが必要です。

3 不登校の子どもたちにとっての目標は、「学校に登校すること」だけではありません。自分の進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すことが重要です。

4 校内教育支援センター(校内別室)や、教育支援センター「マイスクール」を利用する以外に、フリースクール等の民間施設の利用や家でICTを活用した学習等を行うことも社会的自立に向かう方法の一つです。その子自身の課題に応じて、共によりよい支援を考えていくことが大切です。

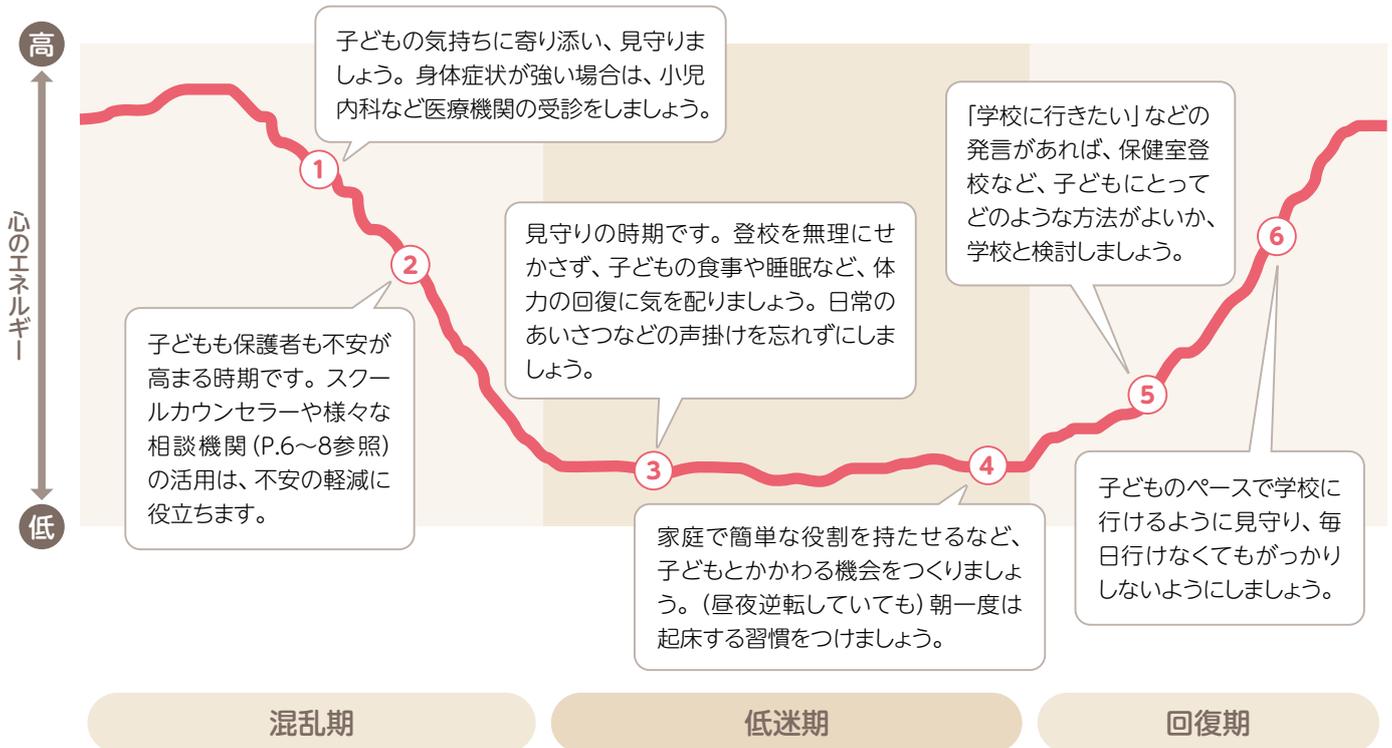


4

不登校から回復までの流れ

不登校から回復までの道のりや期間は個人差が大きく、また年代によっても異なります。ここでは不登校から回復までの過程の目安として、東京都教育委員会の資料※を参考に、「混乱期」「低迷期」「回復期」の三つの時期に分けて説明します。

※図は東京都教育センターが対応した不登校の相談から児童・生徒の心理に着目して作成。



コラム

様々な進路選択

高校進学などに際しては、以下のような様々な選択肢があります。

全日制・定時制・通信制について

- 全日制** 朝から午後まで授業があり、毎日登校します。
- 定時制** 夜間や定められた時間帯に授業があります。4年間で基本ですが、3年間で卒業できる場合もあります。
- 通信制** 自宅等で学習し、レポートなどの添削を受けながら、月2日など定められた日に登校します。

普通科

大学・短大・専門学校への進学や就職など、幅広い進路に対応します。

●エンカレッジスクール

学力によらない入試で、基礎・基本の振り返り学習を実施している高校もあります。

専門高校(職業学科)

働くために必要な知識や実践的技術を学ぶことができます。

- 農業、工業、科学技術、ビジネス、水産、家庭、福祉、理数、体育、国際関係、産業、複数を併合など様々なタイプの学校があります。

総合学科

普通科目から専門科目まで、興味・関心や進路希望に応じて幅広く学ぶことができます。

●チャレンジスクール

自分のライフスタイルや学習ペースに合わせて各時間帯(午前・午後・夜間の三部)を選んで入学する、昼夜間の定時制・総合学科の高校です。

※私立学校は通信制や専修学校などを含む幅広い選択肢があります。

※詳しくは都ホームページや直接学校へお問い合わせください。

5 子どもの気持ちの受け止めや生活

不登校の子どもの理解のために

1 焦らないことが大切

子どもは学校に行けない自分に罪悪感などを抱いています。このようにときに、学校に行かないことを責めると、逆効果です。焦らずに、子どもが安心して休める環境をつくることに努めましょう。

2 原因探しをしない

学校に行かなくなった理由を知ろうと問い詰めたり、「原因を取り除けば学校に行けるはず」と原因探しをしたりしがちですが、弱っている子どもを追い詰めるだけで、よい結果を生みません。

3 不登校はストレスから身を守るために必要なこと

不登校は悪いことではなく、その子が自分の身を守るために必要な行動である場合が少なくありません。抱えているストレスを処理しきれない場合は、殻に閉じこもり、情報を遮断することが回復のために必要です。

家での生活で気をつけたいこと(子どものレジリエンス育成)

レジリエンス(resilience)とは、つらい体験や不利な環境にうまく適応したり、精神的に落ち込んだ状態から回復したりする精神的な回復力や抵抗力を意味します。レジリエンスを発揮できると、日常生活におけるストレスに柔軟に対応できたり、受けたストレスから早く立ち直ることができたりします。

日常生活のなかで、レジリエンスを育てよう!

「見守る」「信じて待つ」 姿勢を示す。

□出ししたくなくても、こらえて、子どもを受け入れ、見守りましょう。



家の中を 安心できる空間にする。

学校の話は避け、だらしなく見えても、□出しは控えましょう。

「おはよう」「ありがとう」 声掛けを大切に。

返事はなくても声をかけることで、子どもは繋がりを感じます。

昼夜逆転したり、部屋にこもったりしていても、朝ごはんなど食事のときや風呂の時間などに必ず声掛けをしましょう。



保護者自身が 楽しむ時間、くつろぐ時間 を持つ。

保護者のレジリエンスも向上し、子どもに対して余裕を持った対応ができます。

Ⅱ 学校による支援

1 学校での支援

① 校内教育支援センター（校内別室）

品川区立学校では、全校に校内別室指導支援員を配置し、登校することはできても、教室に入ることが難しい児童・生徒を対象に空き教室などを利用し、支援員がきめ細やかな学習や相談支援を行っています。

② 教職員への相談

担任の先生、学年主任や管理職などが、学習方法、校内別室などの居場所の確保や教室復帰などについて、相談に応じます。

③ スクールカウンセラー

品川区立学校には、東京都から配置されたスクールカウンセラーが週1回程度配置されています。児童・生徒への声掛けや相談活動、保護者への相談にも応じています。相談方法については在籍校へお問い合わせください。



Ⅲ 相談機関

1 教育相談室

教育または心理の専門家が、区内在住のお子さん（幼児・小学生・中学生・高校生）または区立学校に在学している児童・生徒や保護者からの相談（電話相談・カウンセリング・プレイセラピー）に応じています。来室での相談には事前予約が必要です。右記連絡先へご連絡ください。

受付時間 平日および土曜日の午前9時から午後5時まで（日祝日除く）

電話番号 03-3490-2006

2 学校支援チーム HEARTS

教育総合支援センターにある子どもの支援のための専門家チームです。不登校、いじめおよび家庭環境などにより、区立学校在籍の子どもが学習に向かえない状況になったときに、学校・家庭とともに解決に向けて一緒に考え、サポートします。

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）

電話番号 03-5740-8225

コラム

子どもを支える専門家

スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、学校が機能しやすいように、教育委員会や地域住民と学校を結ぶなど、福祉の立場から児童・生徒を支援する福祉の専門家です。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育※の推進役として、校長から指名された教員です。発達障害やその傾向のある児童・生徒などの問題に対する相談窓口となります。

※発達障害など、障害のある児童・生徒の生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。



IV 学校外の支援・居場所

支援ができ、居場所となる施設等

1 教育支援センター「マイスクール」

区立学校に在籍している児童・生徒を対象として、学校以外の児童・生徒の居場所、学習および活動の場として、区内に4か所のマイスクールを設置しています。



各教室の特徴

教室名	五反田	浜川	八潮	西大井
対象学年	5年生～9年生	7年生～9年生	3年生～9年生	
活動内容	個別学習とコミュニケーション		小集団を中心にした学習活動や体験活動、コミュニケーション	
開室時間	9:00～12:00(午前の部) 13:45～15:45(午後の部) (※午前の部を基本とし、午後は要相談)		8:50～14:30	8:50～12:05



五反田



浜川



八潮



西大井

2 オンライン教育支援センター

区立学校に在籍している児童・生徒を対象として、不登校になっている児童・生徒が利用できるインターネット上の仮想空間です。東京都が運営するバーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)を活用して、仮想空間上での学習支援やコミュニケーションの機会の提供を行い、社会的な自立ができるように在籍校と協力しながら支援を行います。

様々な学習プラットフォーム

- インターネット学習教材の活用
教科の学習やプログラミング
- 品川オンラインスクール
オンライン上での小集団の学習支援
- 国際交流事業
世界の児童・生徒と英語を使った
オンライン異文化交流





3 児童センター

区内に25か所ある児童センターは、「学校に行きづらくなったとき」の居場所として利用することができます。児童センターには職員のほか、午前中には小さいお子さんやその保護者、午後からは小学生から高校生まで色々な方がいて、何もしないでリラックスしたり、職員と話したり、本を読んだりと自由に時間を過ごすことができます。



4 子ども若者応援フリースペース

不登校・ニート・ひきこもりなど、さまざまな「生きづらさ」を持つ子ども・若者とその家族を応援します。みんなで食事をつくったり、おしゃべりをしたり、ちょっと運動したり、そして、時には一人でのんびりしたり、安心して、自分らしくいられるスペースです。



5 民間の支援機関・フリースクール

不登校の状況にあるお子さんに対し、民間において、自主的に設置・運営されるフリースクール等があります。

フリースクール等では個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの活動、授業形式による学習などを行っています。その性格、規模、活動内容等は様々ですが、不登校の子どもの学びの場の一つとなっています。



居場所となる施設

品川区立図書館

品川区内11か所の図書館は日中の居場所、自習の場所として利用できます。利用する際は、学校に事前連絡をしてから、図書館でのルールを守って過ごしましょう。



出席扱いの要件等について



不登校の児童・生徒が、一定の要件を満たした上で、フリースクール等での活動及び自宅等においてICT等を活用した学習活動を行った場合、在籍校の校長の判断により、指導要録上の出席扱いにすることや、その成果を評価に反映することができます。

1 「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安

① フリースクール等に通う場合

判断の目安

1	学校、家庭、フリースクール等との関係について	① 学校と保護者の間に、協力関係が保たれていること。
		② 児童・生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に、児童・生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。 ※定期的(概ね月に1回程度)にフリースクール等から学校へ通所児童・生徒の状況報告をしてもらう。
		③ フリースクール等での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。
2	実施主体について	① 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童・生徒に対する支援等に関し深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
		② 不登校児童・生徒に対する相談・指導が行われていること。
		③ 保護者に対して入会金、授業料等が明確にされているとともに、児童・生徒に対して体罰等の不適切な指導や人権侵害が行われていないこと。
3	支援の在り方について	① 受入れにあたっては面接を行うなどして、当該児童・生徒の状況の把握が適切に行われていること。
		② 指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童・生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
4	支援スタッフについて	① 支援スタッフは児童・生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動の問題等について知識・経験をもち、その指導にあたっていること。
		② カウンセリング等を行うにあたっては、心理学や精神医学等の専門的知識と経験をもとに適切な指導がなされていること。

主な留意点

- 学校は、不登校児童・生徒及び保護者との定期的(概ね1か月に1回以上)な家庭訪問や面談、電話連絡等による状況把握を行う。
- 学校は、フリースクール等から定期的に送付される、通所児童・生徒の状況報告(様式任意)のほか、必要に応じて施設訪問や電話連絡等により、通所の状況把握を行う。

② 自宅においてICT等を活用した学習を行う場合

判断の目安

1	学校と家庭との関係について	① 学校と保護者の間に、協力関係が保たれていること。
		② 学校の訪問等による対面指導が、定期的(概ね1か月に1回以上)に行われていること。
2	実施主体について	原則として小・中学校、義務教育学校教育課程に準じる学習内容で、コンピュータやインターネット、遠隔教育システム、郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。 例) ・民間業者が提供するICT教材を活用した学習 ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習 ・学校のプリントや通信教育を活用した学習 ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習(同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信)
		② 当該児童・生徒の学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
		③ 学習内容や実施時間について把握できること。

主な留意点

- 在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、概ね月に1回以上の訪問等による対面指導が適切に行われていること。

VI 参考情報



1 自学自習などの参考ホームページ

- 東京都教育委員会 学びの支援サイト

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/learning_support.html



- 文部科学省 学習支援ポータルサイト
「きみの好き! 応援サイト たのしくまなび隊」

<https://tanoshikumanabitai.mext.go.jp/>



- NHK for School

<https://www.nhk.or.jp/school/>



2 東京都フリースクール等利用者等支援事業(助成金)

東京都が、フリースクール等に通う不登校の義務教育段階の児童・生徒の保護者を対象に、フリースクール等の利用料に対して、月額最大2万円の助成金を支給します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://tokyo-fs-support.metro.tokyo.lg.jp/>



詳しい情報は「品川区不登校支援ポータルサイト ~ぷらっと~」へ



<https://shinagawa-plat.jp/>

発行元

品川区教育委員会事務局 教育総合支援センター 不登校・相談担当

品川区西五反田6-5-1 教育文化会館 4階

TEL 03-3490-2011 FAX 03-3490-2007